

板橋区立こぶし保育園指定管理者評価委員会要綱

(平成25年2月18日区長決定)

(目的)

第1条 板橋区立こぶし保育園（以下「こぶし保育園」という。）を管理運営している指定管理者の管理運営状況を評価するため必要な事項を定めることを目的とする。

(評価委員会の設置)

第2条 指定管理者の管理運営状況を評価するため、板橋区立こぶし保育園指定管理者評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

(評価委員会の組織及び委員の構成)

第3条 評価委員会は、次に掲げる者につき、板橋区長が委嘱し、又は任命する委員4人をもって組織することとし、内2名を外部委員とする。

(1) 保育・幼児教育に関する学識経験者

(2) 板橋区民生・児童委員

(3) 子ども家庭部長

(4) 保育運営課長

2 評価委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により定める。

3 委員長は、評価委員会を代表し、会務を統括する。

4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

5 委員の任期は、委嘱又は任命された日から、当該年度末までとする。

(評価委員会)

第4条 評価委員会は、委員長が召集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、外部委員を含む半数以上の委員の出席がなければ評価委員会を開くことができない。

3 委員長は、必要に応じ委員以外の者を評価委員会に出席させることができる。

4 評価委員会は、非公開とする。

(所掌事項)

第5条 評価委員会は、次に掲げる項目について指定管理者が施設を適切に管理・運営しているかどうかを評価し区長に報告する。

(1) サービスの提供に関すること

- (2) 事業運営に関する事
 - (3) 施設管理に関する事
 - (4) 費用効果に関する事
 - (5) 指定管理者の継続性・安定性に関する事
- 2 評価委員会は、前項の規定による評価及び報告以外の事項について、必要があると認めるときは、板橋区長に意見を述べることができる。

(委員の責務)

第6条 委員は、公正、公平に評価を行わなければならない。

- 2 委員は、評価の過程において知りえた情報を公表してはならない。ただし、板橋区が公表した情報及び評価委員会が公表した情報については、この限りでない。

(庶務)

第7条 評価委員会の庶務は、子ども家庭部保育運営課が処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、評価委員会の運営に必要な事項は、子ども家庭部長が定める。

付則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。